

# 公募型プロポーザルの公告

令和7年度～令和9年度「矢田山遊びの森」管理運営業務について、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）を行いますので、公告します。

令和7年2月20日

奈良県知事 山下 真

## 1 事業概要

### (1) 業務名

令和7年度～令和9年度「矢田山遊びの森」管理運営業務

### (2) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（長期継続契約）

### (3) 業務目的

「矢田山遊びの森」内に生息する多様な動植物についての季節ごとの情報発信、利用者の満足度向上に向けた取組、園内で活動している各種団体との連携や自然環境保全に向けた利用者への周知・啓発等を通して、「矢田山遊びの森」の利用促進及び自然環境の保全を図ることを目的としています。

### (4) 業務内容

- ①矢田山遊びの森の利用促進
  - ②矢田山遊びの森の自然環境保全
  - ③各施設の受付案内、利用指導等
  - ④矢田山遊びの森の管理
- 詳細は仕様書による

### (5) 委託上限金額

ア 契約の上限額は、16,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。ただし、上記の契約金額の上限は、1(2)業務委託期間における上限額とし、その各年度における上限額は下記のとおりです。なお、契約期間中に適用される消費税及び地方消費税率が変更となる場合は、契約変更を行います。

年度	上限額
令和7年度	5,600,000円
令和8年度	5,600,000円
令和9年度	5,600,000円
合計	16,800,000円

イ 令和7年度以降の予算議決を条件として契約が成立又は継続します。なお、予算が減額又は削除されたときは、委託料を減額又は契約を解除することがあります。

ウ 災害等不測の事態が発生した場合は、県と受注者において協議の上、委託額を変更する場合があります。

## 2 公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月27日奈良県告示425号)による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q1「建物管理」で登録している者であること。
- (7) 平成31年度(令和元年度)以降において、国又は地方公共団体発注の、一定期間継続(最低6ヶ月)した利用者の受付対応を含む施設管理業務または施設運營業務を履行した実績があること。

## 3 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「2 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

### 募集要領の配布及び応募書類の受付

#### ア 配布期間

令和7年2月20日(木)から令和7年3月13日(木)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで)

#### イ 配布場所及び受付場所

奈良県環境森林部 景観・自然環境課(県庁主棟2階)  
住 所: 奈良市登大路町30番地  
電話番号: 0742-27-7479

#### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、景観・自然環境課のホームページ  
[www.pref.nara.jp/2613.htm](http://www.pref.nara.jp/2613.htm) からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

#### エ 応募受付期間

##### 【参加表明書】

令和7年2月20日(木)から令和7年3月13日(木)午後4時まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。持参の場合は午前10時から午後4時までに提出  
願います。)

##### 【企画提案書】

令和7年3月14日(金)から令和7年3月19日(水)午後4時まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。持参の場合は午前10時から午後4時までに提出  
願います。)

#### オ 提出方法

受付場所に持参又は書留郵便にて提出してください。

#### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

#### 4 審査の方法

- (1) 書類審査により企画提案書の審査を行います。
- (2) 県が設置した事業者選定評価委員会が評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を特定します。

#### 5 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約に際して、契約の相手が次のいずれかに該当すると認められるときは失格とします。また、失格となった場合は損害賠償責務が生じます。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### 6 その他

- (1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、令和7年度～令和9年度「矢田山遊びの森」管理運営業務公募型プロポーザル募集要領によります。